

# 不良債権への対応

資産の健全性の維持に努めてまいります。

## 資産内容と開示債権の状況

当社は、日本公認会計士協会の実務指針に基づき、金融検査マニュアルを参考に、自己査定基準、償却・引当基準を制定し、適切な自己査定と適正な償却・引当を実施しております。

## 金融再生法（金融機能再生緊急措置法）に基づく開示債権（平成19年3月期:部分直接償却後）

### 2行合算+分割子会社

自己査定における債務者区分	金融再生法に基づく開示債権(A)	分類				担保・保証(B)	引当金(C)	引当率(D)	保全率(E)
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類				
破綻先 189	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 585	引当金・担保・保証等による保全部分		全額引当	全額償却・引当	495	88	100.00	100.00
実質破綻先 395		209	375	—	—				
破綻懸念先 1,944	危険債権 1,944	1,021	600	322	—	982	639	66.49	83.42
要注意先 7,731	要管理債権 620	要管理先 137	要管理先 751	要管理先以外 1	要管理債権 166	要管理債権 162	要管理債権 35.82	要管理債権 53.07	
	要管理先以外 6,842	要管理先以外 2,868	要管理先以外 3,972			(要管理先) 332	(要管理先) 197	(要管理先) 35.51	(要管理先) 59.63
正常先 60,807	正常債権 67,919	60,807			要管理先以外 4,393	要管理先以外 74	3.05		
<b>合計</b> 71,069	<b>合計</b> 71,069	<b>非分類</b> 65,045	<b>Ⅱ分類</b> 5,698	<b>Ⅲ分類</b> 324					<b>要管理債権以下合計</b> 80.52
									<b>要管理債権以下合計</b> 87.18

※引当率(D)=引当金(C)÷(債権額(A)-担保・保証(B))×100

※保全率(E)=(引当金(C)+担保・保証(B))÷債権額(A)×100

※部分直接償却とは、資産の自己査定により「回収不能または無価値」と判定した担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額または保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を貸倒償却として債権額から直接減額することをいいます。

非分類：回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題のない債権

Ⅲ分類：最終の回収または価値について重大な懸念がある債権

Ⅱ分類：回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権

Ⅳ分類：回収不能または無価値と判定される債権

## リスク管理債権の状況

	破綻先債権	延滞債権	3ヵ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	リスク管理債権総額
2行合算+分割子会社	224	2,263	2	618	3,108
北陸銀行単体+分割子会社	164	1,442	2	378	1,987
北海道銀行単体	60	820	—	239	1,120

## 金融再生法に基づく開示債権および銀行法に基づくリスク管理債権の相違

■ 金融再生法に基づく開示債権
【法令等の根拠】 金融再生法により、平成11年9月期決算以降開示が義務付けられています。
【開示対象】 貸出金および支払承諾見返、外国為替、未収利息、仮払金、貸付有価証券、自行保証付私債のみ。但し、要管理債権は貸出金、自行保証付私債のみ。
【計上の方法】 債務者区分に従って、債務者全ての債権を計上します。
【破産更生債権及びこれらに準ずる債権】 破産、会社更生等の事由により経営破綻に陥っているお取引先に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。
【危険債権】 お取引先が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本及び利息の受取ができない可能性の高い債権のことです。
【要管理債権】 3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く）のことです。

■ 銀行法に基づくリスク管理債権
【法令等の根拠】 銀行法により開示が義務付けられています。
【開示対象】 貸出金
【計上の方法】 同一債務者死債権につき、個々の債権ごとに計上します。
【破綻先債権】 お取引先の倒産などにより、銀行が返済を受けることが困難となる可能性が高い貸出金のことです。
【延滞債権】 お取引先の業績不振などにより、利息の支払を6ヵ月以上受けていないような貸出金のことです。
【3ヵ月以上延滞債権】 元金または利息の支払が3ヵ月以上滞っている貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
【貸出条件緩和債権】 お取引先の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他のお取引先に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

■ 金融再生法（金融機能再生緊急措置法）に基づく開示債権（平成19年3月期:部分直接償却後）

北陸銀行単体+分割子会社

引当・保全状況

自己査定における債務者区分	金融再生法に基づく開示債権(A)	分類				担保・保証(B)	引当金(C)	引当率(D)	保全率(E)
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類				
破綻先 126	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 435	引当金・担保・保証等による保全部分 140	295	—	—	362	73	100.00	100.00
実質破綻先 309									
破綻懸念先 1,206	危険債権 1,206	622	352	230	—	621	353	60.46	80.84
要管理先 5,170	要管理債権 381	要管理先 100	要管理先 433	要管理先以外 2,019	要管理先以外 2,616	要管理債権 109	要管理債権 102	要管理債権 37.78	要管理債権 55.66
		要管理先以外 4,636	要管理先以外 2,019			要管理先以外 2,616	(要管理先) 223	(要管理先) 116	(要管理先) 37.58
正常先 36,656	正常債権 41,447	36,656				要管理先以外 3,312	要管理先以外 45	3.46	要管理債権 以下合計 80.22
合計 43,469	合計 43,469	非分類 39,539	Ⅱ分類 3,698	Ⅲ分類 230	Ⅳ分類 —				要管理債権 以下合計 88.44

(億円) (%)

(部分直接償却後)

(部分直接償却前)

■ 金融再生法（金融機能再生緊急措置法）に基づく開示債権（平成19年3月期:部分直接償却後）

北海道銀行単体

引当・保全状況

自己査定における債務者区分	金融再生法に基づく開示債権(A)	分類				担保・保証(B)	引当金(C)	引当率(D)	保全率(E)
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類				
破綻先 62	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 149	引当金・担保・保証等による保全部分 69	79	—	—	133	15	100.00	100.00
実質破綻先 86									
破綻懸念先 739	危険債権 739	399	248	91	—	360	286	75.81	87.63
要管理先 2,560	要管理債権 240	要管理先 37	要管理先 317	要管理先以外 848	要管理先以外 1,355	要管理債権 57	要管理債権 59	要管理債権 32.89	要管理債権 48.95
		要管理先以外 2,206	要管理先以外 848			要管理先以外 1,355	(要管理先) 108	(要管理先) 80	(要管理先) 32.89
正常先 24,150	正常債権 26,472	24,150				要管理先以外 1,080	要管理先以外 29	2.58	要管理債権 以下合計 81.05
合計 27,600	合計 27,600	非分類 25,505	Ⅱ分類 2,000	Ⅲ分類 93	Ⅳ分類 —				要管理債権 以下合計 83.92

(億円) (%)

(部分直接償却後)

(部分直接償却前)

償却・引当の方針

金融再生法の開示区分	自己査定における債務者区分		償却・引当方針
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	担保、保証で保全されていない債権額に対し100%を引当
	実質破綻先	深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にある債務者	
危険債権	破綻懸念先	経営難の状態にあり、経営改善計画の進捗が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きい債務者	担保、保証で保全されていない部分に対し、個別に予想損失額を見積り、引当
要管理債権	要管理先	3か月以上延滞債権または、貸出条件緩和債権のある債務者	貸倒実績率を基に、今後3年間の予想損失額を引当
正常債権	要注意先	貸出条件、履行状況に問題がある、業況が低調ないし不安定、または財務内容に問題がある債務者	貸倒実績率を基に、今後1年間の予想損失額を引当
	正常先	業況が良好でかつ財務内容にも特段の問題のない債務者	

※自己査定における要管理先は、金融再生法における要管理債権を有する債務者であり、償却・引当に当たっては、債務者単位で引当金を算出します。